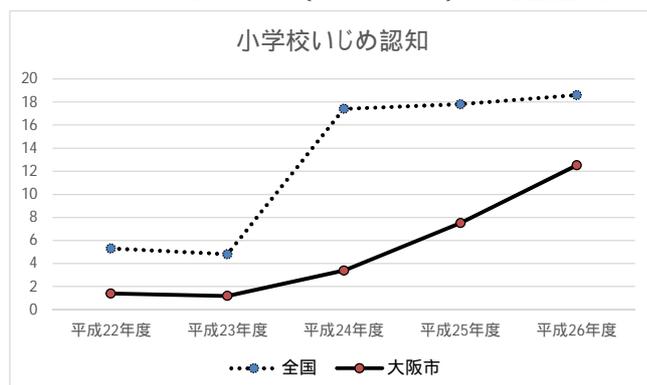


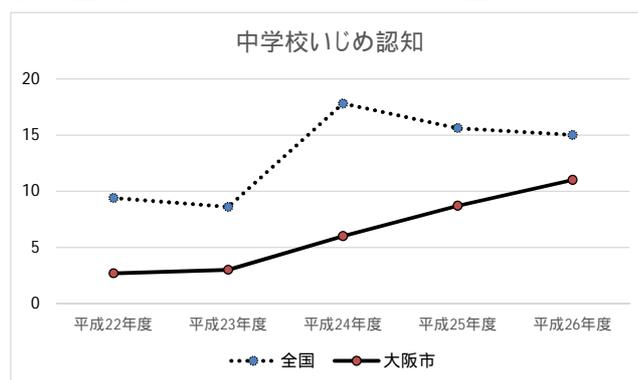
いじめ防止にかかる取組みについて

(発生状況)

5年間の認知件数(1000人率)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より



	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
全国	5.3	4.8	17.4	17.8	18.6
大阪市	1.4	1.2	3.4	7.5	12.5
解消率(大阪市)	91.6	95.0	96.9	95.1	95.3



	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
全国	9.4	8.6	17.8	15.6	15.0
大阪市	2.7	3.0	6.0	8.7	11.0
解消率(大阪市)	85.6	91.2	96.0	94.3	95.5

(いじめ問題対策の経過)

- 平成 20 年 4 月 ... スクールソーシャルワーカー (S S W) 活用事業開始
- 平成 25 年 4 月 ... いじめ・不登校・児童虐待等防止対策 (生活指導支援員配置) 事業開始
- 平成 25 年 4 月 ... いじめ・不登校・児童虐待等防止対策 (学校問題解決支援) 第三者専門家チーム委員派遣事業開始
- 平成 25 年 6 月 ... 「いじめ防止対策推進法」成立
- 平成 25 年 10 月 ... 「いじめの防止等のための基本的な方針」成立
- 平成 25 年 7 月 ... 各学校にいじめアンケートの実施を指示
- 平成 25 年 9 月 ... 「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」策定
- 平成 26 年 1 月 ... 各学校に「学校いじめ防止基本方針」の策定指示
- 平成 27 年 8 月 ... 「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」策定
- 平成 27 年 8 月 ... 文部科学省・いじめの認知に関する考え方の見直し
- 平成 27 年 11 月 ... 通報窓口「いじめSOS」の設置
- 平成 27 年 11 月 ... 「いじめの克服に向けて(指導の手引き)」改定

(いじめ問題への取組)

【未然防止】

- ・「いじめの克服に向けて(指導の手引き)」の活用 ・研修による教員の資質向上
- ・「学校いじめ防止基本方針」(いじめを許さない学校風土の醸成・校内委員会の設置等)
- ・道徳教育、人権教育の充実 ・協働学習やピアサポート等仲間づくりの取組の充実 等

【早期発見】

- ・児童生徒観察の充実 ・複数の教員による児童生徒への対応 ・いじめアンケート調査の実施
- ・日記指導の実施 ・教育相談の実施 ・家庭への啓発(家庭でのいじめのSOSサイン) 等

【早期対応】

- ・校内委員会での協議 ・教職員間の共通理解 ・組織的な対応の確認
- ・被害児童生徒の立場に立った対応 ・加害児童生徒への毅然とした対応
- ・加害、被害双方への保護者対応についての確認 等

(教育委員会からのサポート体制)

いじめSOSの設置(被害児童生徒の救済ルート確立)

- ・法的な専門性、第三者性(外部性・独立性)、秘密厳守への信頼性の重要性から弁護士事務所に委嘱

いじめ・不登校・児童虐待等防止対策(生活指導支援員配置)

- ・平成25年度3名...申請のあった学校に派遣(1ヶ月~3か月間・学校の実情に応じて派遣)
- ・平成26・27年度80名...申請のあった学校80校に配置(週4日)
- ・平成26・27年度80名...申請のあった学校120校に配置(週4日40校・週2日80校)
- ・警察官経験者や児童生徒指導経験者を小中学校に配置し、教職員と協働して児童生徒のいじめ・暴力行為等の問題行動に対する毅然とした対応を組織的に行う

スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業

- ・平成20年度より5名を5中学校に配置
- ・平成22年度より配置校を拠点校に変更し、申請のあった学校に派遣相談(5名5拠点校)
- ・平成27年度は、6名が7拠点中学校で活動・派遣相談
- ・平成28年度は、8名が16拠点中学校で活動・派遣相談
- ・平成20年度より継続して、1名のスーパーヴァイザーがSSWを指導
- ・子どもが置かれた背景や状況に焦点を当て、福祉関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る

いじめ・不登校・児童虐待等防止対策(学校問題解決支援)第三者専門家チーム委員派遣

- ・弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・警察経験者等がチームの委員として、専門的見地から支援を行う約20名の委員で構成
- ・平成25年度より、児童虐待防止推進委員会を改称し、児童虐待にとどまらず、児童生徒のいじめや不登校、暴力行為等、学校だけでは解決が困難な事案について助言

こども相談センターとの連携(スクールカウンセラー・教育相談)

- ・拠点中学校においては、スクールカウンセラーとの連携を密にし、いじめの被害を訴える生徒に寄り添いながら、家庭の状況に応じ、区役所やこども相談センターとの連携・調整を進めている